

連結財務諸表作成のための基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は次の15社であります。

- (1) アイデックコントロールズ(株)
- (2) エリデック(株)
- (3) ハイデック(株)
- (4) アイデックシステムズ(株)
- (5) (株)アイ・イー・エス
- (6) (株)朝日制御
- (7) IDEC CORPORATION
- (8) IDEC CANADA,LTD.
- (9) IDEC Australia Pty.Ltd.
- (10) IDEC Elektrotechnik GmbH
- (11) IDEC Electronics Limited
- (12) 台湾愛德克股份有限公司
- (13) 台湾和泉電気股份有限公司
- (14) 香港和泉電気有限公司
- (15) IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度から、新規に子会社となった(株)朝日制御を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用関連会社は1社(和泉データロジック(株))であります。

また、持分法の適用関連会社は決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の事業年度に係わる財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) たな卸資産

主として総平均法に基づく低価法

(ロ) 有価証券

その他有価証券

・時価のある有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のない有価証券

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産

和泉電気(株)及び国内連結子会社は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用し、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	8年～38年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具器具及び備品	2年～15年

(ロ) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（2,436百万円）については、5年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（13年～15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリ・ス取引の処理方法

リ・ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ・ス取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

（消費税等の処理方法）

和泉電気株及び国内連結子会社は、消費税及び地方消費税の会計処理について税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。なお、金額が僅少な場合には、発生連結会計年度に全額償却しております。

7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書については連結会計年度中に確定した連結会社の利益処分に基づいて作成しております。

8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に関する事項

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資からなっております。

追加情報

1. 金融商品会計

当期から、その他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））を適用しております。
この結果、その他有価証券評価差額金 37百万円が計上されております。

(注記事項)

(連結貸借対照表関係)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1.有形固定資産の 減価償却累計額	20,543 百万円	21,660 百万円
2. 関連会社の投資有価証券等 投資有価証券(株式)	30 百万円	31 百万円
3. 偶 発 債 務 関連会社の金融機関からの借 入金に対する債務保証	85 百万円	85 百万円
4. 受 取 手 形 割 引 高	66 百万円	- 百万円
5. 輸 出 手 形 割 引 高	- 百万円	12 百万円
6. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期 手形が連結会計年度末残高に含まれている。		
受 取 手 形	85 百万円	63 百万円

(連結損益計算書関係)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1. 販売費及び一般管理費のうち 主要な項目及び金額		
給 料	2,985 百万円	3,318 百万円
賞 与	685	606
減 価 償 却 費	693	654
賃 借 料	970	971
研 究 開 発 費	2,093	1,759
そ の 他	3,571	3,684
計	11,000	10,995
2. 一般管理費に含まれる 研究開発費	2,093 百万円	1,759 百万円
3. 特別利益の内訳		
固 定 資 産 売 却 益	304 百万円	0 百万円
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2	0
土 地 及 び 建 物	301	-
工 具 器 具 及 び 備 品	-	0
保 険 差 益	0	-
4. 特別損失の内訳		
固 定 資 産 売 却 損	4 百万円	0 百万円
建 物	0	-
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	0	-
工 具 器 具 及 び 備 品	0	0
会 員 権	0	-
電 話 加 入 権	3	-
固 定 資 産 廃 棄 損	64	18
建 物	8	0
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	24	8
工 具 器 具 及 び 備 品	29	9
そ の 他	2	-
固 定 資 産 評 価 損	-	222
投 資 有 価 証 券 等 評 価 損	-	403
役 員 退 職 慰 労 金	6	1
従 業 員 臨 時 退 職 金	39	68
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	487	487
会 員 権 評 価 損 等	70	-
役 員 保 険 解 約 損	0	-
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	-	31
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	138	13

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1. 現金及び現金同等物の期末残高と 連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係		
現金及び預金	9,986 百万円	9,232 百万円
現金及び現金同等物	9,986	9,232

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度	当連結会計年度
・取得価額相当額		
機械装置及び運搬具	103 百万円	119 百万円
工具器具及び備品	795	680
合計	898	800
・減価償却累計額相当額		
機械装置及び運搬具	56 百万円	75 百万円
工具器具及び備品	412	394
合計	468	469
・期末残高相当額		
機械装置及び運搬具	47 百万円	44 百万円
工具器具及び備品	383	286
合計	430	330

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
(2)未経過リース料期末残高相当額		
1 年 以 内	180 百万円	154 百万円
1 年 超	250	176
合計	430	330

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3)当期の支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度	当連結会計年度
・支払リース料	200 百万円	197 百万円
・減価償却費相当額	200	197

- (4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレ-ティング・リース取引

	前連結会計年度	当連結会計年度
・未経過リ-ス料		
1年以内	375百万円	346百万円
1年超	3,844	3,444
合計	4,219	3,791

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産		
たな卸資産	444百万円	459百万円
貸倒引当金	130	135
有形固定資産	-	103
未払金	155	-
未払事業税	86	1
未払費用	-	162
退職給付引当金	222	397
その他	387	771
繰延税金資産小計	1,427	2,031
評価性引当金	147	137
繰延税金資産合計	1,279	1,894
繰延税金負債		
減価償却累計額	92	71
その他有価証券評価差額金	-	27
繰延税金負債合計	92	99
繰延税金資産の純額	1,187	1,794

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
法定実効税率	42.0%	42.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.5%	1.2%
住民税均等割	2.7%	3.0%
在外子会社からの配当金 に係る税率差異	1.1%	4.6%
未実現利益税効果未認識額		7.5%
その他	4.5%	1.2%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	41.8%	24.5%

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び主要な国内連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

提出会社和泉電気(株)及び連結子会社アイデックコントロールズ(株)、(株)アイ・イー・エスについては、従来退職金制度の一部として適格退職年金制度を採用しておりましたが、平成2年4月1日より同制度への移行が完了しております。

なお、主要な海外連結子会社においては、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成13年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
イ. 退職給付債務	5,173	5,545
ロ. 年金資産	2,502	2,563
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,671	2,981
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	1,949	1,461
ホ. 未認識数理計算上の差異	150	542
ヘ. 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	571	977

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	当連結会計年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
イ. 勤務費用	292	293
ロ. 利息費用	147	153
ハ. 期待運用収益	71	75
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	487	487
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	-	10
ヘ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	856	869

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ.勤務費用」に計上しております。

2. 上記退職給付費用以外に、前連結会計年度及び当連結会計年度において早期退職優遇制度等に基づく割増退職金をそれぞれ39百万円及び68百万円特別損失として計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	当連結会計年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ. 割引率	3.0%	2.5%
ハ. 期待運用収益率	3.0%	2.5%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	15年(発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	13年~15年(発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)
ホ. 会計基準変更時差異の処理年数	5年	5年